

稲沢市消防本部告示第1号

稲沢市火災予防条例（平成17年稲沢市火災予防条例第27号）第42条の2第1項の規定に基づき、消防長が別に定める要件に該当するものを次のように指定する。

平成26年8月1日

稲沢市消防長 石 黒 秀 治

祭礼、縁日、花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち、露店等の数が100店舗を超える規模のもの